

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

[1] 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人心の会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 神成 裕介
本部所在地	横須賀市小矢部四丁目19番4号
電話	046-850-3301
法人の理念	<p>(1) 人生を楽しんで頂くための福祉 すべての人が人生を楽しめる社会を目指す。</p> <p>(2) ノーマライゼーションの実現 高齢者も若者も、障害をもつ者も持たない者も、一緒に暮らせる社会を目指す。</p> <p>(3) 在宅福祉の充実 全ての人々が自分の家で一生をおくれる社会を目指す。</p> <p>(4) 伴侶動物福祉の発展 人と共に生きる伴侶動物を福祉の対象として、その生命と幸せを守る。伴侶動物が幸せな社会を創ることは、人が幸せな社会を創ることである。</p> <p>(5) 災害支援への協力 公共の福祉を担う社会福祉法人の使命として、災害被災地を支援する。福祉の設備と人材を活かし、遠方の被災地支援にも取り組む。</p>
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ さくらの里 居宅介護支援事業（ケアマネジメント） 通所介護事業・第1号通所事業（デイサービス） ・ さくらの家二番館 （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム） ・ さくらの家三番館 （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム） ・ さくらの里山科 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
他の介護保険以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所 あすなろ学苑（就労継続支援B型） ・ 障害者グループホーム あすなろの家 ・ 衣笠障害者相談サポートセンター 相談室あすなろ ・ まちの診療所 つるがおか（診療所）

書式変更：フォントの色：自動

[2] 事業所概要

事業所名	さくらの里山科
事業所の目的	ご家族様の負担の軽減、そしてご高齢者様に楽しんで頂くことを目的とする宿泊サービスを行う。

事業所の運営方針	<p>(1) 楽しいショートステイ、ご高齢者様のリゾートホテルを目指して ご高齢者様に人生を楽しんで頂くことを目指し、楽しいショートステイを造る。いやいや行くショートステイではなく、ご高齢者様が楽しみにするショートステイを目指す。</p> <p>(2) 自由なショートステイライフ お客様には、ホテルで過ごしているように自由に過ごして頂く。お好きな時間に起きて、お好きな時間に食事をして、お好きな時間にお風呂に入る。そのような生活を目指す。</p> <p>(3) 在宅福祉の支援 施設入居待ちのためのショートステイではなく、在宅生活を継続するためのショートステイを目指す。ご家族様のご都合を配慮し、ご利用お客様は心身が活性化でき、その後の在宅生活につながることを目標とする。</p>
実施事業	(介護予防) 短期入所生活介護事業 (ショートステイ)
介護保険事業所番号	1471904613
指定年月日	平成24年4月1日
運営体制	2ユニット (各ユニット10名)
定員	20名
所在地	神奈川県横須賀市太田和5丁目86番地1
電話	046-857-6333
ファックス	046-857-7799
交通の便	横浜横須賀道路衣笠ICから5分、武山バス停より徒歩15分
建物概要	構造：鉄筋コンクリート4階建て 権利関係：自己所有 敷地面積4,108.03㎡ 延床面積4,368.77㎡
居室・共用施設の概要	<p>居室 全20室 (各室約7畳) 完全個室制 全室に、空気清浄機能エアコン、温水洗面台、3段箆筥、加湿器、テレビ、冷蔵庫付</p> <p>ユニット 10室で1ユニットを構成 ユニットに、トイレ (暖房付) 3か所、食堂居間 (エアコン、床暖房付)、浴室 (ミストシャワー付き)、脱衣室 (トイレ付) を配置。</p> <p>共用施設 エレベーター2基、中間浴室 (車いす対応機械浴槽) 1室 (ショート専用)、特別浴室 (寝たきり対応機械浴槽) 1室 (兼用)、職員室、事務室、医務室、看護師室、地域交流室、機能訓練室、厨房、洗濯室、汚物保管室 (衛生室)、汚物用ダムウェーター2基</p>

緊急対応方法	(1) 管理者（施設長）又は管理者補佐（副施設長）に必ず連絡がつく体制をとっています。 (2) 日中は必ず常勤職員が施設におり、緊急対応を行います。 (3) 夜間は、夜勤職員を2ユニットに1名置くのに加え、施設全 体で宿直待機職員を1名置き、緊急対応を行います。 (4) 利用者の健康上の急変においては、提携医療機関に連絡をとることとします。 (5) 災害時等においては、法人事務局が緊急援助を行います。
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災探知機設置、スプリンクラー、非常通報ベル、消防署自動通報装置を設置。地下に消防用防火水槽設置。 非常階段2か所設置。各階においては2か所の通常階段、2か所のエレベーターに加え、2か所の非常口を設置。4か所の経路より避難可能。さらに2階ベランダより庭にも避難可能。合計5方向の避難経路確保。 各ユニットの出入り口及び非常口にはドアの開閉報知装置を設置。 防犯のため、2か所の避難階段には24時間録画の監視カメラを設置。1階は夜間、外部からの侵入を感知する機械警備装置並びに事務室の機械警備装置を設置。
損害賠償責任保険	株式会社 損害保険ジャパン
第三者評価	実施なし

[3]職員体制（令和3年4月1日現在）

職員の職種	人員員数	保有資格
管理者（施設長）	常勤兼務 1名 1—人	介護支援専門員・社会福祉士
管理者補佐（副施設長）	1—人	介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士
生活相談員事務員	常勤兼務 3名 5—人	
介護職員生活相談員	常勤専従 6名、非常勤専従 5名以上 3—人	介護福祉士 4名
介護職員看護職員	常勤兼務 3名、非常勤兼務 3名以上 1—4人	介護福祉士 8名
看護職員栄養士	常勤兼務 2名 7—人	管理栄養士 1名
機能訓練指導員	1—人	
栄養士調理師	常勤兼務 3名、非常勤兼務 1名以上 2—人	管理栄養士 1名
調理師調理職員	非常勤兼務 4名以上 4—人	
調理職員事務職員	常勤兼務 1名、非常勤兼務 4名 4—人	
運転職員	非常勤兼務 2名以上	
医師	常勤兼務 1名	
医師	1—人	

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

表の書式変更

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：フォントの色：自動

書式変更：左揃え

表の書式変更

書式変更：左揃え

書式変更: フォントの色 : 自動

表の書式変更

[4] 勤務体制

昼間の体制	日勤 7時～16時、8時30分～17時30分、10時～19時、13時～22時、7時～11時、10時～14時、14時～18時、18時～22時
夜間の体制	2ユニットで夜勤1名大 22時～翌朝7時

[5] 利用者負担金

利用者負担金を別紙のとおり定めます。

[6] サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス記録書等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、前記の介護記録書その他の記録を整備し、サービス完結後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

[7] キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には次の連絡先までご連絡ください。
連絡先(電話) : 046-857-6333 さくらの里山科
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルはキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は無料です。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金と一緒にお支払いいただきます。
- (4) キャンセル料は、利用者負担金の100%の金額となります。

[8] サービス提供の中止

台風、洪水、大雪、地震等の天災、及び道路の不通や停電を伴うような大きな事故が起きた際に、利用者宅への送迎が不可能な場合には、サービス提供を中止させていただく場合があります。

[9] ご利用中の留意点

- (1) 面会・外出について
ご利用中のご家族様のご面会、ご利用者様のご外出は自由に行えます。
- (2) 所持品の持込について
所持品の持込については、自分の居室に納まる範囲であれば、一切の制限を設けません。なお、最低限必要な所持品については、別紙にて定めます。
- (3) 所持金の管理について
ご要望に応じて、職員が所持金の管理を行います。
- (4) 医療機関への通院について
定期的な医療機関への通院がある場合は、原則としてご家族様が送迎するものとします。

[10] 緊急時の対応

サービスご利用中の体調急変、その他必要な場合はすみやかに主治医または事業所の提携医療機関及び代理人、又は家族への連絡を行い事業所が医療機関へお連れします。

[1 1] 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に関してとった処置については、記録いたします。
- (3) 利用者に対する短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たって、事業所の過失により事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

[1 2] 事故防止指針

- (1) 事故の発生又は再発を防止するため、事故防止委員を設置します。
- (2) 事故防止委員は2か月に1回事故防止委員会を開催します。
- (3) 事故が発生した際は、発生した部署は経過記録と再発防止策をまとめた事故報告書を事故防止委員に提出します。
- (4) 事故防止委員会は事故報告書を分析し、改善策を策定し、それを職員に周知徹底します。
- (5) 事故防止委員会は、委員の中から事故防止担当者を任命します。事故防止担当者は、事故防止委員会の業務を推進することに責任を負うものとします。
- (6) 事故防止担当者は外部の研修を受け、事故防止に関する理論と最新情報を学び、それを事故防止委員に伝えるものとします。
- (7) 事故防止委員は職員に対して、事故防止に関する研修を実施します。

[1 3] 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定めています。
- (2) 事業所は年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行うこととします。

[1 4] 衛生管理

- (1) 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行うものとします。
- (2) 事業所は感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとします。

[1 5] 所持品の防災加工処理品指定について

消防署の指導に基づき、所持品のうち、敷物類（絨毯、ラグ等）、壁に掛ける布類（のれん類）は全て防災加工処理された物とすることとします。また、寝具類（布団、毛布、枕等）及びリネン等（シーツ、カバー等）も可能な限り、防災加工処理された物とすることとします。

[1 6] 秘密保持

- (1) 個人情報使用について
利用者並びにその家族の個人情報については、個人情報使用同意書に基づき使用するものとします。個人情報使用同意書に定められていない使用は一切いたしません。
- (2) 職員の守秘義務
施設の職員は、業務上知り得た入居者並びにその家族の個人情報については、厳に

秘密を守り一切口外しないことを、雇用契約書にて誓約しております。その守秘義務を退職後も厳守することも、雇用契約書にて誓約しております。

[17] 身体的拘束等の廃止について

利用者の生命、安全の確保のためやむを得ない場合を除き、利用者の身体、及び拘束等に類する行為は一切行わないものとします。利用者の生命、安全確保のためやむを得ず拘束等を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会で検討を行い、利用者の家族に事情を説明し、同意を得るものとします。その際には拘束等の理由、方法、場所、時間、利用者の様子、対応等を記録するものとします。

[18] 虐待防止

理由の如何によらず、利用者に対する虐待及び虐待に類する行為は一切禁止し、職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰します。また事務所長は、職員に虐待禁止の研修を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとします。

[19] 職員研修

全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとします。

[20] 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。また、定期的計画を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

[21] 顧問医師

顧問医師	まちの診療所 つるがおか 院長 千場 純 医師
------	-------------------------

書式変更: フォントの色: 自動
表の書式変更

[22] 提携医療機関

提携医療機関	衣笠病院
--------	------

表の書式変更

[23] 提携歯科医院

提携歯科医院	太陽の家 付属歯科診療所 湘南グリーンクリニック
--------	-----------------------------

表の書式変更

[24] 苦情相談機関

(1) 内部での苦情相談窓口

苦情受付担当者	さくらの里山科 ショート長 (副施設長) 加藤あゆ美 電話番号 046-857-6333 FAX番号 046-857-7799 不在時は他の常勤職員が対応いたします。
苦情解決責任者	施設長 若山 三千彦 電話番号 046-857-6333 FAX番号 046-857-7799

表の書式変更

法人苦情解決 総責任者	法人事務長 若山 加奈江 電話番号 046-850-3301 (法人事務局) FAX番号 046-852-4040
----------------	---

(2) 苦情処理のための第三者委員

第三者委員	栗山会：栗田 敏彦
-------	-----------

(3) 外部苦情申し立て機関

横須賀市役所 民生局福祉こども部 介護保険課給付係	住所 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-8253 (直通) FAX番号 046-827-8845 対応時間 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	住所 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 苦情専用TEL 0570-022110 対応時間 8:30~17:15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 事務局	住所 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 045-311-8861 FAX番号 045-312-6302 対応時間 9:00~17:00

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申出下さい。

表の書式変更

書式変更：フォントの色：自動

表の書式変更

【 説明同意欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し本書類を一部利用者に交付しました。

事業所 事業所名 社会福祉法人心の会
さくらの里山科
住 所 横須賀市太田和5丁目86番地1
管理者氏名 施設長 若山 三千彦

説明者氏名 _____

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記のとおり説明を受け、その内容に同意し本書類を一部受領しました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

保証人又は代理人 住 所

書式変更: フォントの色 : 自動

書式変更: インデント : 最初の行 : 5.5 字

氏 名

書式変更: インデント : 最初の行 : 0 字

利用者代理人

住 所

氏 名

書式変更: インデント : 最初の行 : 14.5 字

身元引受人 住 所

書式変更: フォントの色 : 自動

氏 名